

意見案第4号

特定秘密の保護に関する法律の慎重運用を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び富良野市議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第13条の規定により提出する。

平成26年9月18日

提出者 富良野市議会議員 横山 久仁雄 ㊟

賛成者 同 岡野 孝則 ㊟

同 同 関野 常勝 ㊟

同 同 大栗 民江 ㊟

同 同 渋谷 正文 ㊟

—提出先— 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

特定秘密の保護に関する法律の慎重運用を求める意見書

2013年12月6日、第185回国会において、特定秘密の保護に関する法律(以下、「秘密保護法」という)が制定された。

秘密保護法には、野党、マスコミ、弁護士会、労働組合、市民団体から多くの懸念の声が出されてきた。しかし、政府は、国会の議論も不十分なまま、法案の採決が行われた。

秘密保護法においては、秘密指定自体の是非をチェックする第三者機関を設けることが想定されておらず、恣意的に秘密指定がされる危険性がある。

また、特定秘密として指定することのできる最長期間が定められていない。そのため、特定秘密が永遠に特定秘密のままとされ、国民の目からも隠され続け、特定秘密としての指定が適正であったかどうか後世の国民による検証も困難となる可能性がある。

さらに、秘密保護法が施行されると、高い公益性を有する内部告発等も処罰されることとなり、国民が政府についての有益な情報を知る機会が損なわれ、国民の知る権利が侵害される恐れがある。

この点、アメリカ合衆国の制度を参考にして作成された国際的ガイドラインであるツワネ原則(「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」)は、政府が秘密指定をすることができる最長期間を法律で定めるべきであること、内部告発によりもたらされた公益が秘密保持による公益を上回る場合に内部告発者は報復を受けるべきではないこと等を求めている。

このことから、国においては、知る権利を侵害する秘密保護法の慎重な運用を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年9月25日

富良野市議会